

最近の宗教判例の動向と実務問題

第一 宗教判例の動向

矢 吹 夫
(弁護士)

最近における宗教判例の動向をみると、「政教分離」に関するもの、「法律上の争訟」に関するもの、「信教の自由」と民法等に関するもの、「宗教法人」プロパーに関するものに大別される。本稿は、宗教法人運営上の実務問題に関する判例を主にするが、そのほかのものにも簡単にふれておく。なお、末尾の判例一覧表は、近年一〇年間の宗教判例の概要を歴年順に列記したもので、本稿中の引用判例の○内の番号は一覧表の判例番号を示すものである。

一 「政教分離」に関するもの⁽¹⁾

1 忠魂碑・慰霊祭違憲訴訟

最判平5・2・16^②は、箕面市が土地を買い受けて忠魂碑を移設し、箕面市遺族会に右土地を無償貸与した行為や、市長らが忠魂碑前で市遺族会が挙行した慰霊祭に関与した行為が憲法二〇条、八九条に違反するとして、地方自治法二四二条の二に基づき損害賠償等を求めた住民訴訟である。

右判決は、忠魂碑の移設等の行為は、戦没者記念碑的な性格を有する施設を他の場所に移設し、その敷地を学校

用地として利用するための方策として行ったものであり、慰霊祭への参列も、戦没者の慰霊、追悼のための宗教的行事に際し、戦没者遺族に対し社会的儀礼をつくすというもので、その目的は専ら世俗的なものであり、その効果も、特定の宗教を援助、助長、促進し、又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとも認められない。したがって、右各行為の宗教とのかかわり合いの程度は、わが国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という政教分離の根本目的から相当とされる限度を超えるものではないとし、憲法二〇条三項の宗教的活動にあたらないとされた。これは、最判昭57・7・13判時八五五―二四津地鎮祭判決の示した目的効果基準によるものである。

また市遺族会は、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体でないので、憲法二〇条一項後段の「宗教団体」、八九条の「宗教上の組織若しくは団体」に該当しないとし、合憲の判断を示した。

二審の大阪高判昭62・7・16^{②⑦}は合憲、一審の大阪地判昭57・3・24判時一〇三六一二〇は違憲(慰霊祭訴訟の一審は大阪地判昭58・3・1判時一〇六八一二七)。

他に長崎市が忠魂碑等の維持管理主体である遺族会等に補助金を交付した行為の違憲性に関する長崎地判平2・2・20^{⑥⑤}(一部違憲)、福岡高判平4・12・18^{⑥④}(合憲)がある。

2 靖国神社公式参拝違憲訴訟

昭和六〇年八月一五日中曾根康弘内閣総理大臣が、靖国神社を内閣総理大臣の資格で公式参拝した等の行為は、憲法二〇条、八九条に違反した違法な行為で、原告(控訴人)らの有する信教の自由、宗教的人格権ないし宗教的プライバシー権、政教分離原則により保障された法的利益を侵害したとして、国及び中曾根氏に対し国家賠償法一条、民法七〇九条により損害賠償を請求した次ぎの一連の訴訟である。

(播磨靖国訴訟) 大阪高判平 5・3・18⁶²、神戸地裁姫路支判平 2・3・29⁶³ (関西靖国訴訟) 大阪高判平 4・7・30⁶⁴、大阪地判平元・11・9⁶¹ (九州靖国訴訟) 福岡高判平 4・2・28⁶¹、福岡地判平元・12・14⁶³

これらの判決は、いずれも本件公式参拝は原告(控訴人)らの宗教的信条に強制的干渉をするものではないから、信教の自由を侵害しない。原告(控訴人)は、他人から干渉を受けない静ひつの中で死者を敬愛追慕するという宗教的人格権⁽²⁾や他人から干渉・介入を受けないなかで、死を意味づける自由である宗教的プライバシー権があるというが、実定法上の根拠をかき具体的権利・利益とは認め難い。政教分離原則は国家機関に対するもので、国民各個人に対する具体的権利として保障したものではないなどとして請求を退けた。

公式参拝の違憲性については、前記大阪高判⁶⁴が傍論で、靖国神社の社殿で参拝する行為は、外形的、客観的には、神社、神道とかわりをもつ宗教的活動であること、政府見解の変遷や国内外の批判、将来の継続性等を総合すると違憲の疑いが強いと判示した。

靖国神社公式参拝違憲訴訟は、他の違憲訴訟のように地方自治法二四二条の二に基づく住民訴訟の手法をとれないため、国家賠償法一条、民法七〇九条を適用したが、具体的な権利・利益を欠くものとして、憲法判断に至らず請求を棄却された。この中で、大阪高判⁶⁴の傍論は、政治と宗教との関係をゆるやかに解釈しようとする国の姿勢を批判するものである。

3 玉申料等違憲訴訟

愛媛県及び岩手県が靖国神社の春秋例大祭、みたま祭等に玉申料又は献燈料を公金から支出した行為が憲法二〇条、八九条等に違反し無効であるとして、地方自治法二四二条の二により提起された住民訴訟である。

高松高判平 4・5・12⁶²及び盛岡地判昭 62・3・5⁶²は本件支出行為を合憲とし、仙台高判平 3・1・10⁶⁶及び

松山地判平元・3・17^⑤はこれを違憲とし、裁判所の見解が分かれている。高松高判^⑥は、現在上告審に係属している。

高松高判^⑥は、靖国神社法等が昭和四四年から昭和四六年五月までの間に三度にわたり国会で審議されたが、いずれも廃棄となり、国民の大多数の意思が靖国神社に第二次大戦中と同じ法的地位、法律関係を望まないものとして確定している点から、本件支出がそのような法的地位等の復活を目的としたものとはいえず、支出の程度も第二次大戦中の靖国神社に対する財政負担に比すべくもない零細な額で、社会的儀礼の程度に止まっており、その効果についても、右のような法的地位の消滅に伴い、本件支出がこれを復活し、国家機関による神道の援助、助長についての関心呼び起すとも考え難いなどの諸事情をあげて、本件玉串料の支出を合憲とした。

他方仙台高判^⑦は、本件玉串料等の奉納は、靖国神社の宗教上の行事に直接かわり合いをもつ宗教性の濃厚なものであること、またそれは、特定の宗教団体に対し、恒常的かつ継続的に公金の支出を行うことになるから、岩手県が他の宗教団体に比し靖国神社を特別視しているとの印象を社会一般に与え、特定の宗教団体への関心呼び起し、またこれが適法視されれば、全国各地の多数の市町村に波及する効果があること等の諸事情をあげて本件玉串料等の支出を違憲とした。松山地判^⑧も、ほゞこれと同様の見解をとっている。

なお、岩手玉串料違憲訴訟は、この外、岩手県議会が内閣総理大臣等の公式参拝の要望決議をしたことを違憲とし、これに関連する支出についても損害賠償を請求しているが、仙台高判^⑨は、本件玉串料等の支出の違憲判断と同様の立論を用いて公式参拝を違憲と断定している。

これらの判決は、いずれも津地鎮祭判決の目的効果基準を採用するものであるが、その視点の相違によって見解が分かれることを示すこととなった。^⑩

この外、政教分離に関するものに、最判平4・11・16^{②7} 大阪高判平3・3・26^{②8}の地蔵像訴訟がある。⁽⁴⁾
二「法律上の争訟」に関するもの

1 裁判所法三条の法律上の争訟とは、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争であつて、法令の適用により終局的に解決できるものをいい、裁判所はこれについて固有の裁判権を有する。しかし具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争であつても、これを解決する前提として宗教上の事項に関する判断を必要とする場合には、⁽⁵⁾ 信教自由の原則から裁判所がどこまで審理裁判できるかは困難な問題である。法律上の争訟については、近年日蓮正宗の一連の懲戒処分をめぐつて多くの判例がでてゐる。

2 最判平元・9・8^{②9}(蓮華寺事件)

日蓮正宗の内部で、創価学会への対応をめぐつて管長・宗務院の僧俗協調路線とこれに反対する正信覚醒運動の僧侶との間に深刻な対立を生じ、管長が宗務院の中止命令に反して全国檀信徒大会を開催した多数の僧侶を懲戒処分付したことから、代表役員・管長地位不存在確認訴訟が提起された。本件は、このような紛争の過程において、Yの言説が日蓮正宗の本尊観及び血脈相承に関する教義及び信仰を否定する異説であるとし、宗規に基づき管長がYを擯斥処分(僧籍剥奪)にしたことから、X寺はこれによりYがXの代表役員・住職の地位を喪失したとして、Yに対し寺院等の建物明渡を請求し(第一事件)、他方Yは右擯斥処分が無効であるとして、Xの代表役員等の地位にあることの確認を請求した(第二事件) 事案である。

(1) 一審の大阪地判昭59・9・28^{②5}は、懲戒処分権者である管長に充てられる法主の選任手続は、血脈相承という宗教上の儀式を意味し、それが秘伝であるとしても社会的事実の側面を有するとして、法主就任等の儀式や達示の存在、一年以上も異議がなかった等の事実からこれを認定し、また異説の点については、宗規に基づく管長の

裁定によりこれを認め、本件懲戒処分を有効とする実体判断をして、第一事件につきXの請求を認容し、第二事件につきYの請求を棄却した。

(2) これに対し、二審の大阪高判昭61・5・6^②は、懲戒処分^①の効力についての判断が教義内容に深くかわり、また紛争の実体が宗教上の争いであるために全体として法律の適用による終局的解決に適しないときには法律上の争訟とはいえないとして、第一、第二事件とも訴えを却下した。

(3) これに対し、XY双方から上告したのが本件最判^③である。右判決は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であっても、宗教団体内部においてされた懲戒処分^①の効力が請求の当否を決する前提問題となっており、その効力の有無が当事者間の紛争の本質的争点をなすとともに、それが宗教上の教義、信仰の内容に深くかわっているため、右教義、信仰の内容に立ち入ることなくしてその効力の有無を判断することができず、しかもその判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものである場合には、右訴訟は、その実質において法令の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらないといふべきであるとし、本件排斥処分の効力の有無は日蓮正宗の教義、信仰の内容に立ち入らなくては判断できない性質のもので、本件訴訟は右のような場合に当たるとし、原審を支持してX、Yの上告を棄却した。

3 日蓮正宗の前記正信覚醒運動にかかわる懲戒処分^①の効力の有無を前提問題とする同様の事案について、次ぎのような判例がある。

(1) 最判平5・7・20^④（白蓮院事件）最判^⑤と同旨、二審東京高判平2・5・30^⑥前同、一審東京地判平元・3・23^⑦実体判断のうえ建物明渡請求認容

(2) 最判平5・9・10^⑧（妙真寺事件）最判^⑨と同旨、二審東京高判平2・1・24^⑩前同、一審平元・4・13

⑤6 実体判断のうえ建物明渡請求認容

関連事件、東京高判昭60・2・28⑩(代表役員等地位保全等仮処分申請事件) 最判⑩と同旨、申請却下

(3) 最判平5・11・25⑬(小田原教会事件) 最判⑩と同旨、二審東京高判平元・11・15⑭及び一審横浜地裁小

田原支判昭60・6・4⑮とも実体判断のうえ建物明渡請求認容

(4) 反対意見 最判⑨につき、佐藤庄市郎、大野正男裁判官は、本件処分が日蓮正宗の自律的な決定によるものであると認められるときは、これを尊重して請求の可否を判断すべきであると、⑬事件につき、味村治裁判官は、裁判所は当該宗教団体が自治的に定めた規範が公序良俗に反するなど特別の事情のない限り右規範に照らして決すべきである。また三好達裁判官は、裁判所として審理判断できない事項については、当該団体が自律的に確定したところに従うのが自律権を尊重する所以で、その上でその余の争点につき審理判断して争訟につき裁判するのが裁判所の職責であるとし、いずれも多数意見に反対した。

4 宗教上の事項が具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の前提問題となっている場合については、(1) 自律権尊重の立場から公序良俗に反するなど特別の事情がない限り自律的規範による決定を尊重すべきであるとする考え方と、(2) 裁判所は宗教上の事項にかかる紛議については厳に中立を保つべきで、これに対する宗教団体の自律的な決定を是認することは、裁判所が宗教上の紛議に介入しその一方に立つことになり相当でないとする考え方である。前記最判⑨、⑩の反対意見、東京高判⑫及び各一番の判旨は前説によるものであり、団体法理の一般原則⁽⁷⁾に立つとともに憲法三二条の国民の裁判を受ける権利をうけて裁判所の職責を全うしようとする意図⁽⁸⁾がうかがえる。後説は、最判の多数意見、右東京高判⑫を除く各高判の考え方⁽⁸⁾で、最判⑩が引用する最判昭56・4・7判時一〇〇一―九(板まんだら事件)その他これに関する一連の最判を引きつぎ、憲法二〇条、八九条の信教の自由、政教

分離原則を貫くものであるが、実務に対する影響は大きい。

5 その他、最判平5・9・7^⑩(二審東京高判昭60・11・21^⑪)は、前記2に述べた代表役員・管長地位不存
 在確認訴訟の上告審で、血脉相承の有無の判断は教義、信仰の内容に立ち入った審理判断を避けることが、法
 律上の争訟性を欠き不適法としたが、大野正男裁判官は、反対意見において、法主選定の間接事実や宗派内の自律
 的決定の存否を主張立証させることにより判断できるとした(前記大阪地判^⑤も同旨)。最判平4・1・23^⑫は、
 懲戒処分が無効確認請求を不適法とするものである。

三 「信教の自由」と民法等

1 宗教活動と離婚原因

これに関するものは、大分地判昭62・1・29^⑬(認容)、名古屋地裁豊橋支判昭62・3・27^⑭(棄却)、東京高判
 平2・4・25^⑮(認容)、大阪地判平2・5・14^⑯(棄却)がある。福岡地判平5・10・7^⑰は、統一教会の合同
 結婚式に参加し、教会の指示で婚姻届をした女性からの婚姻無効確認訴訟(認容)

2 宗教上の信条と体育実技の不参加、医療行為の拒否

神戸地決平4・6・12^⑱、大阪高決平4・10・15^⑲は、市立高等専門学校において、宗教上の教義に基づいて剣
 道の実技に参加しなかったことから体育の単位が認定されず、これによる進級拒否処分及び退学処分を適法とした。

大分地判昭60・12・2^⑳は、輸血拒否は、真しな宗教上の信念に基づくとして、両親からの医療行為の断行仮処分
 申請を却下した事例

3 宗教上の人格権侵害

大阪地判平5・2・26^㉑、福岡地判平5・3・23^㉒、名古屋地判平5・3・26^㉓、東京地判平5・5・21^㉔は、

宗教法人とその代表者の中傷する雑誌記事により宗教上的人格権が侵害されたことを理由とする信者からの損害賠償請求が棄却された事例〔幸福の科学〕会員による慰籍料請求事件〕

大阪地判平2・9・7^⑦は、オウム真理教の道場に出家した妻が同伴した子を夫から人身保護法に基き引渡請求をした事例(一四才九か月の子は棄却、それ以下の子は認容)

横浜地判平5・6・30^⑧は、オウム真理教の農園予定地を撮影したカメラ及びフィルムを信者が奪取した行為につき、民法七一五条により右宗教法人に使用者責任を認めた事例

現代の新宗教集団は、市民的共同生活への参加を拒否し、一般社会から隔離して内閉化する特徴をもつといわれ⁽⁹⁾るが、これが訴訟にも反映しているものといえよう。

4 祭祀財産の承継等 判例一覽表参照

第二 宗教法人運営上の実務問題

一 相互規定と宗教事項

1 宗教法人法一二条一項二二号は、同条五号から一一号までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し又は他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合には、相互の宗教団体においてその事項を法人規則に記載しなければならぬとしている。これが相互規定で、宗教法人が信教自由の原則から互いに自主独立し、みだりに他の宗教法人を制約し、又はこれによって制約されるべきでないとの趣旨によるものである⁽¹⁰⁾。しかし、相互規定は、右のような宗教法人の組織、運営に関する事項に限られ、宗教上の事項には適用されない。

大阪高判平成元・7・14⁵⁹は、真宗大谷派の別院規則には、代表役員は宗派の管長が任命する当該寺院の住職をもって充てる旨を定め、宗憲にも別院の住職は管長が任命すると定めていたが、その後管長制が廃止され、宗憲に基づく特別措置条例で、別院の住職は特命住職と称し、所定の手続を経て宗務総長が任命し、特命住職の就任が決定したときは、現に就任している代表役員たる住職は解任されたものとする」と定められた。そこで解任された前任職から、管長制の廃止や右条例は別院規則にこれに対応する相互規定を欠くから別院を拘束せず、新任職の代表役員就任登記及び前任職の代表役員解任登記の各登記処分に商業登記法一〇九条一項二号の無効の原因があると主張してその取消を求めた事案である。裁判所は本件各登記処分には主張のような無効の原因はないとして請求を棄却したが、各規定の相互関係につき、大要次ぎのように判示した。

別院規則は、住職という宗教上の地位にある者をもって、法律上の地位である代表役員に充てるといふ充当制を定めたものであるが、包括法人である真宗大谷派の宗憲及びこれに基づく条例等の規範は、宗教法人法所定の所轄庁の認証のないものである以上、これによって任命できるのは別院の住職という宗教上の地位であつて、代表役員という法律上の地位ではない。包括法人である真宗大谷派が被包括法人である別院の代表役員を直接任命する旨規定しても、別院に対し何らの拘束力を持つものではない。反面、宗教上の事項に関しては、いかなる制約事項を設定するかは法の関知するところではない。

真宗大谷派は、宗教上の地位である別院の住職を任命することにより、法律上の地位である代表役員を任命した結果を招集するけれども、それは別院において自主的・自律的に右のような規則を制定したことに起因するのであつて、別院の独立した宗教法人としての自主制・自律性にもとるものではない。別院が包括法人である真宗大谷派にかかる宗教上の制約を排除したければ、右規則ないし被包括関係を廃止するほかはない。

要するに、別院規則上、代表役員に充てられる住職が、宗憲の改正により宗派の管長の任命から宗務総長の任命に変更されても、宗教上の地位である住職の選任にかかわることで、宗憲の規範は別院を拘束し、これについて相互規定を要しないとするものである。

2 包括宗教団体たる宗派が宗教上の事項に関し、被包括団体たる寺院を規律できる根拠は、宗派の自律権に求められる⁽¹¹⁾。宗派は、寺院、僧侶等を構成員とする宗教団体で、その存立目的を遂行し、宗教団体秩序を維持するため、歴史的伝統、慣習にもとづき、宗教上の組織や教義、儀式行事、僧侶・檀信徒の規律等に関する事項について自治規範を定め、その構成員を統制しているものである。寺院が宗派に所属しその構成員となることは、信教の自由の原則から自由であるが、一たびそのような関係を生ずると宗派の自治規範に服することになる。多くの寺院は、その由緒沿革上一定の宗派に所属している。

宗派と寺院との関係は、本来的にはこのような関係にあるが、これが法人格を取得することになると、法人の組織、運営上の制約については、宗教法人法は相互規定をおくべきものと⁽¹²⁾した。

3 住職は、宗教活動を主宰する宗教上の地位であり、宗教法人を代表し、その事務を総理する代表役員は世俗上の地位である(宗教法人法一八条三項)。宗教団体法では「住職ハ寺院ヲ主管シ之ヲ代表ス」と定め(同法七条二項)、この両者の地位が一致していたが、宗教法人法は、政教分離原則の上からこの二つの地位を分離した。

しかし、寺院運営の実務においては、ほとんどの寺院規則が「代表役員は住職をもって充てる」と定め、⁽¹³⁾宗教団体法当時と同じく宗教上の地位と世俗上の地位の一致をはかっている。他方、宗派の管長は住職の任命権をもち、また宗派の懲戒処分⁽¹⁴⁾による住職資格の剥奪や大阪高判⁽¹⁵⁾の事案のように住職任命規定の改廃により、住職ひいては代表役員の解任の結果を招来している。これらはいずれも相互規定を必要としない宗派の自治規範によるもので、

宗派の自律権が法人の組織上の地位を左右しているといえよう。

4 また、寺院規則には、「宗派の規則中この法人に関係ある事項に関する規定は、この法人についても、その効力を有する」と定め一般的、抽象的規定をおいている。これにつき、名古屋地判平成5・1・8^⑨は、宗教法人法二二条一項一二号の相互規定は具体的なものであることを要し、一般白紙委任条項はこれに該当しないと解すべきである。一般白紙委任条項も相互規定に該当するとすれば包括宗教団体が一方的に行う規則の変更によって、被包括宗教法人の規則の内容がこれにしがたつて変動することになり、被包括宗教法人の意思決定の自由を事実上奪い、ひいては被包括宗教法人の信教の自由を奪う結果になるからとする。この考え方に立つと、右規定は、相互規定としての効力を有せず、住職や檀信徒の資格に関する規定等宗派の定める宗教上の事項に関する規定の適用を確認する意味を有するに過ぎないことになる。⁽¹⁵⁾

なお、宗制、宗憲等の最高法規性ということがいわれるが、これは宗派の自律権の行使として宗教上の事項に關し宗派の規定上最高法規となる意味で、認証をうけた法人規則と抵触するときは、法人規則が優先する。したがって、宗憲の權威を保持する上からも、法人規則と抵触がないように整備すべきである。

二 役員解任と民法六五一条

1 宗教法人法二二条一項五号には、代表役員、責任役員等の任免に関する事項を法人規則に記載すべきものとするが、寺院規則に「免」に関する規定がない場合、役員解任について民法六五一条が適用されるか。また代表役員に充てられる住職を解任できるか等の問題がある。

責任役員について、名古屋地判平5・1・8^⑨は、寺院と責任役員との法律関係は委任ないし準委任の性質を有するものであるが、任期の定めがあり、その職務も恒常的なものであることに照らせば、専ら委任者の利益のため

にされる一時的な事務を想定して規定された民法六五一条一項が右法律關係に当然に適用されるとの見解は採用できない。被包括宗教法人の規則中に責任役員への解任に関する明文を欠く場合、同事項につき、当該規則中に類推適用ないし準用しうる規定があるとき、または慣習があるとき(法例二条、民法九二条)は、それによるべきであり、そのような規定または慣習すらないとすれば民法六五一条が適用されると解するを相当とする。

一般に選任権と解任権は表裏一体の關係にあることから、寺院規則中に責任役員への選任の規定がある場合には、まずこれを類推適用すべきであるとし、責任役員への選任につき宗派の代表役員への承認を受ける旨の寺院規則の規定を類推適用し、責任役員への解任についても宗派の代表役員への承認を受けなければならないと解すべきで、これを欠く本件解任は、手続の重要な点に違背があり無効であると判示した。

責任役員への解任については、民法六五一条が適用されるとした京都地判昭37・4・27下級民集一三一四一九一〇があるが、名古屋地判^⑨はこれについて、選任の場合の手続と同様に、さらに宗派の代表役員への承認を要するとしたものである。

2 これに対し、寺院の代表役員は、寺院規則上、住職をもって充てると定めているので、代表役員への解任については、その前提問題として住職への解任の可否が論じられなければならない。住職への解任については、二つの判例がある。

(1) 大阪高判昭41・4・8(判時四五二一二四)住職が寺院において宗教上の行為をするについては、当院寺院との間に準委任類似の法律關係が存し、このことは住職への任免権者が包括団体たる宗派の管長であることによつて左右されない。このように住職任命の法的性質は民法の準委任の關係であると解すべきであるから、宗制に規定がなくても、管長の一方的意思表示たる告知により、住職の罷免が有効に行われるような観もないが、(ア)住

職の退職願に法類、総代の連署を必要とするほか、管長の受理を必要とすることと均衡を失すること、(イ)住職の事務処理は寺院ないし管長の利益であるとともに、受任者たる住職の利益であること、とくに本件の如く住職の地位が代表役員たる地位に連なるとともに、住職の事務処理が有償であり、慣例上寺院建物内の居住使用が認められ、かつ住職の地位が世襲的なものである場合においては、宗制、宗派規則、寺院規則に特別の規定がない以上、委任者の告知権の放棄は適法であるし、また慣習上告知権の放棄があつたものと認めるのが相当であつて、民法六五一条の適用がないものと解すべきである。

従つて住職の罷免は、宗制、規則にもとづき懲戒ないしは制裁処分として適法になさる場合は格別、そうでない限り管長と住職との合意によるものでない限り効力を生じないとした。

(2) 京都地判昭61・5・15^②

清水寺の住職たる地位は、その代表役員たる地位と異なつて、世俗上の地位ではなく宗教上の地位であり、その選任及び解任行為は宗教上の信頼関係に基づく宗教上の地位、権能の付与ないし剥奪であるから、これを世俗上の法律関係たる無償委任とみることはできないし、宗教行為としてまさに当該宗教団体の自治にまかされた事項と解される。したがつて、清水寺の住職を民法六五一条によつて解任することはできない。

また、住職の任命権者はその解任権限をも有すると解する余地があるとしても、規則上、清水寺住職とその任命権者である北法相宗管長とは同一人格者であつて、任命権者の一方的意思表示によつて解任されるとは予想されないし、住職解任の慣行も認められない。

もつとも、住職に犯罪等の著しい非行があり、その選任の基盤にあつた宗教上の信頼関係が既に失われるに至つていと認められるにかかわらず、当該住職が辞任もせず住職として居すわり続けるといった事態にまで至つた

場合には、条理上清水寺及び包括団体である北法相宗の構成員の総意によって当該住職を解任することができる
判示した。

(3) これを要するに、住職の地位は宗教上の信賴關係の上に立つものであるから、民法六五一条の適用はなく、当該宗教団体の自治にまかされ、宗派の懲戒規定等により住職の地位を失うか、その規定がない場合でも、犯罪行為等の著しい非行があつて、住職選任の基盤となつた信賴關係が失われるに至つた場合には、任命権者において解任できるか、これを期待できない事情があるときは条理によつて解任できることになる。⁽¹⁶⁾住職の解任により、当然代表役員も退任する結果となる。

3 東京高判昭62・7・30⁽¹⁷⁾は後任住職選定に関する私的契約を無効とするもの、東京地判昭61・8・1⁽²⁵⁾は住職選任に関する条理の適用事例、これについては、静岡地裁沼津支判昭43・7・3判夕二二六一一六八本門寺事件が参考となる。

三 仮代表役員の選任と民法五七条⁽¹⁸⁾

1 宗教法人法二一条一項は、代表役員は宗教法人と利益が相反する事項については代表権を有せず、規則の定めるところにより仮代表役員を定めなければならないと定めているが、規則に定める方法によつて仮代表役員を選定することができないか、又は事実上これを期待しえないような場合には、民法五七条(五六条)により特別代理人の選任を裁判所に請求しうるかについて、高松高判昭63・4・27⁽¹⁹⁾がある。

(1) 原審の徳島地判昭59・12・27⁽⁹⁾は、宗教法人法二一条は、民法五七条の特則と解されるから、右のような場合には、同条に基づき特別代理人を選任することができるとした。

(2) これに対し、本判決は、民法の法人に関する規定と宗教法人法を一般法、特別法の關係と理解するのは相当

でなく、宗教法第21条一項は、当該宗教法人の自主性を尊重する趣旨から民法五七条(五六条)と異なる選任方法を定めたものである。

過去に遡ってみても、民法制定時においては「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院、祠宇及び仏堂ニハ之ヲ適用セス」(民法施行法二八条)と定め、宗教団体法(昭和一四年法律第七七号)においても、民法五七条を準用するが、特別代理人の選任方法は当該宗教団体の規則の定めるところによることと規定され(同法一五条但書)、宗教法人令(昭和二〇年勅令第七一九号)も同様である。

このように宗教法人の仮代表役員の選任については、各宗教法人の自主性を尊重し、国家机关の関与が抑制されてきた趣旨を考えれば、民法五七条(五六条)の規定を適用ないし準用して裁判所による選任を求めることができると解するのは適当でなく、右規定の趣旨を付度しながら、当該宗教団体内部における慣習などにより自主的な解決を図るべきであると判示した。

2 本件は、X神社(原告、被控訴人)からY(被告、控訴人)に対し、Xの代表役員AがYの祖父がXから買受けた土地について登記もれがあったとのYの申入れを認めたした所有権移転登記の抹消登記手続請求訴訟で、原告は請求を認容したが、二審は前記理由から特別代理人による請求を不適法として訴を却下した。

Xが裁判所に特別代理人の選任の申立をするについては、本件所有権移転登記はAがYと共謀してしたものであり、仮りにそうでないとしても、Yに対し裁判手続を通じ責任を追求することは、AがXの財産管理についての注意を怠ったことを公にすることになり、今後これを不法行為又は債務不履行として法的責任を追求されるおそれがあるので、利益が相反すると主張し、裁判所はこの申立を認めて特別代理人を選任した経過である。

宗教法人法21条一項の利益相反事項とは、自己契約を典型的な場合とするが、代表役員の個人的利益と宗教法

人の利益が実質的に衝突し、代表役員の善管(忠実)義務の履行を期待し難いような事項も含まれるとされる。

本件において、AがYからの申入れに応じて所有権移転登記手続をしたについては、Yを除く責任役員全員で相応の調査をし、全員一致の議決に基いたのであるから、必ずしもこれがAのXに対する善管義務に違反し、將來その責任を追求されるときまではいかないが、少なくとも右登記の正当性を維持している場合には、その抹消登記請求訴訟を遂行するについて十分な善管義務を果せるか疑問である。代表役員とした行為の無効を前提とする訴訟の提起追行行為が、すべて利益相反となり、仮代表役員を選任しなければならぬかは事案により検討されるべきである。⁽¹⁹⁾

右事案に類似するものに、京都地判昭60・4・26^⑬がある。これは、原告寺の代表役員Aが個人的な資金を得る目的で、境内地を寺院規則に定める所定の手続(責任役員の合議、総代の同意、参与会及び常務委員会の議決)や公告を経ずに被告に売却した行為を無効とし、これに基づく所有権移転登記の抹消登記手続請求訴訟を提起追行する行為を利益相反事項としたもので、事件の経過からみても、原告が勝訴した場合Aが被告から個人的責任を追求されるおそれは十分に異論のないところである。

京都地判^⑭は、右の外、仮代表役員選任に関する責任役員の議決方法や買主側の重大な過失を認定する間接事実を挙示しており実務上参考となる。

3 宗教法人法二一条一、二項と仮代表役員の選任方法につき、責任役員三人、うち一人が代表役員でその利益相反事項につき仮代表役員を選任する場合、(1)責任役員の定数の過半数で選任する旨の規則のとき―代表役員以外の責任役員二人で仮代表役員を選出する。(2)特別の利害関係がある責任役員の数と同数の仮責任役員を選出する旨の規則のとき―代表役員たる責任役員について仮責任役員を選出し、この仮責任役員と代表役員以外の二名の責任役

員で仮代表役員を選出するか。これについては問題点が指摘されている。⁽²⁰⁾(1)の場合、二人の責任役員の見解が分かれたときは、仮代表役員を選出できなくなるので、総代等と合議の上選出すると定める規則もある。

高松高判^④は、規則上仮代表役員を選出できないときは、特別代理人に関する民法五七条の適(準)用はなく、慣習などにより自主的な解決を図るべきとするが、実務上は困難な問題に逢着する。右判決の上告審たる最判平成3・1・25^⑦は、この点についての判断を示していない。

四 檀信の地位に関するもの(その一)

1 檀信徒に代表役員の地位不存在確認訴訟の原告適格があるかについて、東京高判平元・3・15^②は、次のようにいう。

宗教法人の役員である地位の不存在確認請求に関する判決は、当該宗教法人の組織に係わるものであるのみならず、その管理及び運営にも重大な影響を及ぼすものであるから、この訴えを提起する適格を有するのは、役員を選任や業務の執行などの当該宗教法人の組織又は管理に関し何らかの権限を有する者に限られる。宗教法人法、被控訴人寺院や包括宗教団体の各規則によれば、被控訴人寺院において役員を選任に関与するのは、責任役員や檀信徒総代の地位にある者を原則とし、右各規則により応急的措置等によりこれらに準ずる地位にあると認められる者にもこれを肯認する余地がある。

2 これと同じ考え方に立つものに東京高判昭61・11・21^⑩がある。右判決は、末寺の住職は、これを包括する宗派の代表役員等の地位不存在確認訴訟の原告適格を有しないと認めるもので、その理由として次ぎのように判示する。

団体の構成員が団体の役員に任免に関与しうる場合には、構成員たる地位は役員に任免に関する団体法上の権利を包括するものであり、特定の者が当該役員たる地位を有するかどうかは右団体法上の権利に直接関わる問題とい

うことができるから、構成員は原則としてその特定の者につき役員たる地位の存否を争う適格と法律上の利益を有すると解すべきであるが、これに対し構成員が右のような権利を有しない場合には、その構成員は、自己の権利義務又は直接自己に関わる具体的法律関係の存否の問題を離れて、いわば一般的に特定の者についてその役員たる地位の存否を争う適格及び法律上の利益を当然には有しないと解すべきである。

このような訴訟には、団体内部の紛争を対世的効力ある判決によつて解決できる利点があるが、単に団体の構成員であることによつて当然にこの種の訴訟を提起する適格を有するものと解することは、個々の場合において当該団体の具体的性格に即して定まるべき構成員の法的地位を画一的に取扱ひ、また当該団体の準則上役員任免に容喙しえない者にも右のような訴訟上の請求の形でその選任に異議を唱えることも広く許すことを意味し、その結果として団体の自律性を害し、いたずらにその内部関係の紛糾を招くことにもなりかねない。

本件において、管長及び代表役員としての地位の存否を争う適格及び法律上の利益を有する者は、日蓮正宗及び当該役員たることを主張する者自身のほか、次期法主の選定を協議する権能を有する総監、重役、能化に限られ、末寺の代表役員等はこれを有しない(日蓮正宗の教師の資格を有する者は、宗会議員の選挙権を有し、その限りで法主の選定に關与しえなくもないが、その關係は間接的であつて、右原告適格及び法律上の利益を根拠づけるに足りない)。前記東京高判^②は、寺院と檀信徒に關するものであるのに対し、右判決は宗派とこれに包括される末寺の住職に關するもので、宗教団体の性格を異にするが、いずれも団体法理の上から、檀信徒や末寺の住職は役員を選定に關与する地位にないことを理由として役員としての地位不存在確認訴訟の原告適格を否定するものである。

3 従来の下級審判例は、檀信徒に代表役員としての地位不存在確認訴訟の原告適格を肯定している。その理由とするところは、(1)檀徒は寺の構成要素と認められる以上、その帰依する寺の住職・代表役員が何者であるかにつき直接利

害関係があり、右利害関係は法律上の利害関係であること、(2)宗教法人が宗教法人の管理運営に重要な意味を有する一定事項につき、信者にその旨の公告をすることを定めていること(同法二三条、三四条一項、三五条三項、四四條二項)、(3)寺院規則上、総代は檀信徒のうちから衆望のある者を住職・代表役員が選定し、財産処分、規則の変更等については総代の意見をきかなければならず、また被包括関係の設定等には総代の同意を要すること、(4)責任役員の一部は総代から選任されること、したがって檀信徒は総代を通じ寺務に関与する余地が規則上定められていること等を掲げている。⁽²³⁾

4 最判平2・10・29⁽²⁴⁾は、前記東京高判⁽²⁵⁾の上告審であるが、代表役員の地位の存否を確認しても、住職の地位の存否が確定されるものではなく、住職の地位の譲渡についての合意等に基づく住職となる権利、ひいては代表役員に就任する権利に関する本件紛争が解決する関係にはなく、本件訴えは確認の利益を欠き、訴えを却下した原審の判断を正当として上告を棄却した。しかし檀信徒の原告適格に関する原審の判旨には全くふれず、これを支持するかは不明である。

また最判平5・9・7⁽²⁶⁾は、前記東京高判⁽²⁷⁾の上告審であるが、第一、二五に所述のとおり、法律上の争訟性を欠くものとして却下を免れず、これと同旨の第一審判決を相当とし、控訴を棄却した原判決は結論において是認できるとして上告を棄却した。ここにも、原審が詳細に論じた末寺の住職の原告適格にはふれていない。ただ、大野裁判官が反対意見に付随して、この問題にふれ、末寺の代表役員の地位の存否が日蓮正宗の管長の任免によることなどを論拠として末寺の住職に原告適格を認め、原審の判断を是認できないとしている。

五 檀信徒の地位に関するもの(その二)

1 檀信徒に宗教法人法二五條二項に規定する帳簿・書類の閲覧請求権があるかについて、次ぎの判例がある。

(1) 積極説 東京地判昭62・2・12⁽²⁹⁾

宗教法人法が規則の作成(一二条三項)、変更(二六条二項)、合併(三四条一項、三五条三項、三六条)、解散(四四条)及び財産の処分(二三条)について信者その他の利害関係人に公告の制度を設け、解散の場合には更に信者その他の利害関係人に意見陳述の権利を認める(四四条三項)など、財産処分及び組織上の重大な事項について代表役員や責任役員がその業務執行を公明適正に行い、財産関係をも含めた事務処理が明確かつ民主的に運営されることを確保するための規定を置いて、檀徒を含む信者に法律上特別の地位を認めている。

そして、宗教法人法二五条二項が帳簿・書類の備付け義務を規定しているのは、何びとかの閲覧権を予定しているものと解されるが、宗教法人の監督官庁や税務当局はその職責上これらを閲覧するのはその調査権能及び監督権能に基づくものであり、責任役員がこれらを閲覧するのも宗教法人の事務処理機関としてその職責を適正に遂行するために当然のことで、いずれも備付け義務の有無にかかわらず行われる性質のものであることを考え合わせる。と、同法二五条二項は、宗教法人の帳簿・書類備付け義務の反面として、少なくとも檀信徒には、当該宗教法人に対する右帳簿・書類の閲覧請求権を認め、宗教法人の公正・民主化という宗教法人法の目的を実現しようとしたものと解するのが相当である。

(2) 消極説 東京高判昭63・9・28⁽⁴⁷⁾

帳簿・書類等の閲覧請求権は、宗教法人の業務執行を是正したり、その機関の責任を追及する場合に、それらの手段となるべき権利であるというべきところ、宗教法人法や寺院規則には、信徒ないし檀徒に業務執行の是正や機関の責任追求をなしうる規定や公告の対象事項について信者ないし檀徒の意向を汲み取る制度に関する規定がない。宗教法人は、営利を追求する株式会社等の社団と異なり、信者は教化を受けて宗教的自覚に到達し、その信念に

基づいて儀式行事等の宗教上の行為をなすのを本義とするものであって、宗教法人の管理運営は、代表役員や責任役員の間関に委られている。

寺院規則では、総代は檀徒または信徒で衆望のあるものから代表役員が選任し、寺院の維持経営に関し、代表役員その他の責任役員を助けるものと規定され、また代表役員以外の責任役員のうち一名は、総代が合議の上推薦したものを宗派の代表役員が任命することとしているが、要するに檀徒が観蔵寺の管理運営に参加しうるのは限られており、責任役員や総代でない一般の檀徒は、法的に観蔵寺の業務執行の是正や機関の責任追求をなしうる地位にはない。したがって、その手段的権利にすぎない閲覧請求権は、檀徒には認められないものと解するのが相当である。

2 代表役員の地位不存在確認訴訟の原告適格の有無についても、この帳簿・書類等の閲覧請求権の有無についても、宗教法人法及び寺院規則において、檀信徒が重要事項について公告を受け、また檀信徒のなかから総代が選定され、さらに総代のなかから一部の責任役員が選任されることにより、檀信徒が間接的に寺院運営に参画することを前提としながら、一つは団体法理の上から檀信徒の地位を狭く解して原告適格や閲覧請求権を否定し、他方檀信徒が寺院の人的構成要素であることを重視して、檀信徒の地位を広く解し、原告適格や閲覧請求権を認容していく判例の対立がうかがわれる。私はかつて、この当事者適格の問題について団体法理からの検討を示唆⁽²⁴⁾したが、寺院と檀信徒には、明治以前からの歴史、伝統があり、経済的、組織的なかかわり合いも、寺院によりその実態が一樣でない。これらの諸点も考慮すべきであろう。

3 最近この問題に関して檀徒から宗教法人である寺及び権利能力なき社団である檀信徒会⁽²⁵⁾に対する会計帳簿等の閲覧・謄写請求を肯定する東京高判平6・3・23⁽²⁶⁾(上告中)が出た。右判決は、寺の実質的運営が檀信徒会に

おいて行われている特殊な事情があり、一般の寺院にそのままてはまるか問題であるが、前記五1(2)の東京高判④7の立論にたった原審判決を変更し、前記五1(1)の東京地判②9の考え方に立つもので、檀信徒の帳簿閲覧請求の問題は、未だ高裁段階でも動揺しており、実務上最高裁の判断がまたれるところである。

六 その他

京都地判昭60・4・18⑫は法類、同地判昭60・8・20⑬は法嗣、福岡高判昭63・9・28⑭は寺族の扶養料、京都地裁昭60・9・26⑮は入山料に関するもの、宗教法人の名称使用につき、東京地判昭63・11・11⑯の外、最近東京地判平6・10・28⑰地下鉄名「泉岳寺」使用差止訴訟一審判決が出ている。その他は判例一覧表参照

— ま と め —

以上最近の宗教判例を概観したが、(1)政教分離に関するものについては、目的効果基準の採用が定着しているが、そのとり方如何によつて合憲論、違憲論が分かれていること、(2)法律上の争訟については、裁判所の宗教的中立性を厳守して司法判断を避ける立場と宗教団体の自律権を尊重して具体的解決をはかる立場から審判権の限界について判例が分かれている。最判の大勢は前者の方にあるが、実務に対する影響も大きく今後の動向が注目されること、(3)民法等の分野では、新宗教の内閉化と関連する判例がでてきたこと、(4)実務関係については、檀信徒の地位につき、檀信徒を寺院の人的構成要素とみて広く解する立場と団体法理の上から制限的に解する立場の相違があること、役員を選任、解任や仮代表役員の選任等に説示される条理、慣習の具体的な内容は何か等の問題があった。紙数の関係上、詳細は後日に譲りたい。

(本稿は、平成六年三月二六日第一二回宗教法制研究会における講演に補正を加えたものである。)

- (1) 政教分離原則に関する裁判例につき、最高裁事務総局編「主要行政事件裁判例概観」6—133頁以下参照
- (2) 最判昭63・6・1^①殉職自衛官合祀拒否損害賠償請求訴訟参照、平野武「靖国神社公式参拝訴訟—宗教的人格権と憲法訴訟」宗教法一〇卷—三九頁
- (3) 瀧澤信彦「最近の靖国神社関係諸判決について—四つの控訴審判決の分析と評価—」宗教法二二号—一五五頁
- (4) 持田明広、宮永堯史「大阪地裁像訴訟高裁判決について」宗教法一一号—二〇頁
- (5) 宗教団体の内部紛争と司法審査権の関係については、伊藤真「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権—最高裁平成元年九月八日判決をめぐって—」判タ七二〇号—四頁、片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権—日蓮正宗関連事件判決を巡って—」判タ八二九号—四頁、判時一三三九—一一解説
- (6) 一審段階のものとしては、^①、^②、^③等がある。^③は最判^⑥と同旨、他は実体判断のうえ建物明渡請求認容
- (7) 最判昭63・12・20判時一二〇七—一二三
- (8) 最判昭44・7・10判時五六九—四四、最判昭55・1・11判時九五六一—五五、最判昭55・4・10判時九七三—八五
- (9) 島藤進「宗教集団の内閉化と近代自由主義」第31回宗教法学会(平6・6・24)報告、「宗教教団の内閉化」毎日新聞平成七年四月五日夕刊
- (10) 東京高判昭39・3・30東高民時報一五—三一六五
- (11) 宗派の自治規範の拘束力(自律権)について、最判昭30・6・8(民集九一七一—八八七、判解七五頁)に対する判解は、団体の構成員に対する統制監督権とし、大阪高判昭41・4・8判時四五二—二八頁、二段、三三三頁二段、東京地判平元・4・13^⑤判時一一三—一一一—一一五頁一段は同旨、横浜地裁小田原支判昭60・6・4^④判時一二七—一〇九頁四段は憲法二〇条一項、二二条一項の宗教的結社の自由に由来するとする。本末関係から宗派制に至る寺院法制史からの考察が必要と考える。
- (12) 宗派と寺院の関係は、宗教法人法は包括関係といい、同法施行前は所屬関係という。なお、宗教団体と宗教法人につき、東京高判昭60・2・28^⑩判時一一五一—七八頁一、二段参照

- (13) この規定が寺院の自主性を必ずしも損うものでないことにつき、前掲(1)の大阪高判昭41・4・8判時四五二―二七頁三、四段参照。
- (14) 松江地判昭48・1・25判時六九五―二一は懲戒規定に相互規定を必要とするとし、東京地判昭48・1・17は懲戒権の行使に明文の規定を不要とした。いずれも宗教法人の機関に関するものである。
- (15) 東京高判平2・3・15(17)判時一三四六―九〇頁一段参照
- (16) この点につき、宗教法人の代表役員に関するものであるが、静岡地裁沼津支部(14)昭63・2・24判時一二七五―三四頁一―四段が参考となる。
- (17) 判文中、住職選任手続やこれについて慣例がある場合の取扱いなど実務上参考となる。
- (18) 別城信太郎「仮代表役員について―裁判例にみる仮代表役員の選任が必要とされる場合とその選任手続―」宗教法二二号六七頁
- (19) 利益相反行為の判断基準は行為の外形で決すべきとされるが、このような訴訟追行為を類型化してよいかは検討を要しよう。なお、この場合の提起の意思決定につき、名古屋高裁金沢支決昭63・11・15判夕七〇〇―二一六
- (20) 別城前掲八九頁以下
- (21)(22) 最判昭44・7・10前掲(8)
- (23) 広島地判昭49・4・18判時七五八―九四、神戸地判昭51・9・13判時八五三―七六、檀信徒が寺院の人的構成要素である点につき、最判昭35・6・2民集一四一九―一五六五、東京地判昭25・9・16下民集一一九―一四五四
- (24) 矢吹輝夫「寺院と檀信徒に関する若干の考察」宗教法九卷六九頁注(37)
- (25) 檀信徒会の当事者能力につき、横浜地判平元・2・8(16)がある。

判例一覧表
(昭和59～平成6)

第1 宗教判例の動向

- 1 「政教分離」に関するもの
 - (1) 忠魂碑・慰霊祭違憲訴訟
 - (2) 靖国神社公式参拝違憲訴訟
 - (3) 玉ぐし料等違憲訴訟
- 2 「法律上の争訟」に関するもの
 - (1) 宗教団体内でなされた懲戒処分の効力
 - (2) 法主たる地位の存否等の無効確認
- 3 「信教の自由」と民法等
 - (1) 宗教活動と離婚原因、宗教上の信条と体育実技の不参加、医療行為の拒否
 - (2) 宗教上の人格権侵害と不法行為
 - (3) 祭祀財産の承継等

第2 宗教法人運営上の実務問題

- 1 相互規定と宗教事項
- 2 役員解任と民法651条
- 3 仮代表役員と民法57条
- 4 檀信徒の地位に関するもの(その一)
代表役員地位の存否確認を求める訴えの原告適格
- 5 檀信徒の地位に関するもの(その二)
檀信徒の帳簿・書類閲覧請求権
- 6 その他

最近の宗教判例の動向と実務問題(矢吹)

	裁判所	年月日	判例時報		事件名	分類
			(タ〜判例タイムズ)			
	(昭和)		号	頁		
1	京 都 地 裁	59. 3.30	1115-	51	古都保存協力税条例事件(一審)	第2-6
2	名 古 屋 高 裁	59. 4.19	1531-	163	祭祀主宰者の指定	第1-3-(3)
3	福 岡 高 裁	59. 6.18	1535-	218	共葬墓地使用権事件	第2-6
4	福 岡 高 裁	59. 6.19	1127-	157	墳墓発掘事件	第2-6
5	大 阪 地 裁	59. 9.28	1145-	81	蓮華寺事件(一審)	第1-2-(1)
6	大 阪 高 裁	59.10.15	1541-	235	祭祀財産の承継者	第1-3-(3)
7	東 京 地 裁	59.11.26	1163-	83	教会破門処分事件	第1-2-(1)
8	徳 島 地 裁	59.12.26	1169-	141	大麻比古神社事件	第1-2-(2)
9	徳 島 地 裁	59.12.27	1293-	101	若宮神社事件(一審)	第2-3
10	東 京 高 裁	60. 2.28	1151-	68	妙真寺事件	第1-2-(1)
11	東 京 地 裁	60. 3.26	1160-	3	恐喝事件	第1-3-(2)
12	京 都 地 裁	60. 4.18	1170-	123	圓滿院事件	第2-4
13	京 都 地 裁	60. 4.26	1168-	117	釈穀邸事件	第2-3
14	横浜地裁小田原支部	60. 6. 4	1172-	94	小田原教会事件(一審)	第1-2-(1)
15	京 都 地 裁	60. 8.20	1169-	86	本願寺事件	第2-4
16	京 都 地 裁	60. 9.26	1183-	118	善峰寺事件	第2-6
17	東 京 高 裁	60.11.21	1173-	14	日蓮正宗管長地位不存在確認事件(二審)	第1-2-(2)
18	大 阪 高 裁	60.11.29	1178-	48	古都保存協力税条例事件(二審)	第2-6
19	大 分 地 裁	60.12. 2	1180-	113	医療行為拒否事件	第1-3-(1)
20	東 京 地 裁	61. 1.28	1222-	79	葬式費用の負担者	第1-3-(3)
21	大 阪 高 裁	61. 5. 6	1207-	61	蓮華寺事件(二審)	第1-2-(1)
22	京 都 地 裁	61. 5.15	1208-	108	清水寺事件	第2-2
23	大 阪 地 裁	61. 5.30	1238-	65	地藏像訴訟事件(一審)	第1-1-(1)
24	東 京 地 裁	61. 7.22	1122-	70	週間ポスト名誉毀損事件	第1-3-(2)
25	東 京 地 裁	61. 8. 1	1204-	128	昌玲寺事件	第2-2

26	最 高 裁	61. 9. 4	1238- 81	住吉教会事件	第2-4
27	大 分 地 裁	61.12.24	1238-125	各称使用差止事件	第2-6
28	大 分 地 裁	62. 1.29	1242-107	離婚事件	第1-3-(1)
29	東 京 地 裁	62. 2.12	1227- 88	観蔵寺事件(一審)	第2-5
30	横 浜 地 裁	62. 2.18	1249- 42	規則変更認証無効確認事件	第2-6
31	京 都 地 裁	62. 2.19		真宗大谷派事件(一審)	第1-2-(1)
32	盛 岡 地 裁	62. 3. 5	1223- 30	岩手玉ぐし料等事件(一審)	第1-1-(3)
33	大分地裁豊後高田支部	62. 3.11	1234-123	名誉毀損事件	第1-3-(2)
34	名古屋地裁豊橋支部	62. 3.27	1259- 92	離婚事件	第1-3-(1)
35	京 都 地 裁	62. 5.12	1259- 92	離婚事件	第1-3-(1)
36	東 京 地 裁	62. 5.26	1259- 48	墓地拡張許可事件	第2-6
37	大 阪 地 裁	62. 7.14	1259- 48	墓地経営許可事件	第2-6
38	大 阪 高 裁	62. 7.16	1237- 3	箕面市忠魂碑訴訟(二審)	第1-1-(1)
39	東 京 高 裁	62. 7.30	1252- 51	龍海寺事件	第2-2
40	東 京 地 裁	62.10. 8	1254- 70	遺骨の所有者	第1-3-(3)
41	静岡地裁沼津支部	63. 2.24	1275- 26	世界救世教事件	第2-2
42	東 京 高 裁	63. 3.31	1280- 75	妙善寺事件	第2-6
43	最 高 裁	63. 6. 1	1277- 34	殉職自衛官合祀事件	第1-1
44	高 松 高 裁	63. 4.27	1293- 98	若宮神社事件(二審)	第2-3
45	大 阪 高 裁	63. 9.22		真宗大谷派事件(二審)	第1-2-(1)
46	福 岡 高 裁	63. 9.28	1304- 95	高林寺事件	第2-6
47	東 京 高 裁	63. 9.28	1293- 96	観蔵寺事件(二審)	第2-5
48	大 阪 地 裁	63.10.14	1291- 3	箕面市遺族会補助金訴訟	第1-1-(1)
49	東 京 地 裁	63.11.11	1297- 81	類似名称使用差止事件	第2-6

(平成)

50	横 浜 地 裁	元. 2. 8	1321-144	浄龍寺事件	第2-6
51	松 江 地 裁	元. 2.22	1307-129	薬王寺事件	第1-2-(1)

最近の宗教判例の動向と実務問題(矢吹)

52	東京	高裁	元. 3.15	1346- 87	源興院事件(二審)	第2-4
53	松山	地裁	元. 3.17	1305- 26	愛媛玉ぐし料事件(一審)	第1-1-(3)
54	京都	地裁	元. 3.20	1327- 96	宗派離脱・懲戒処分	第1-2-(1)
55	東京	地裁	元. 3.23	1306- 14	白蓮院事件(一審)	第1-2-(1)
56	東京	地裁	元. 4.13	1312-104	妙真寺事件(一審)	第1-2-(1)
57	京都	地裁	元. 5.25	1715-254	住本寺等事件	第1-2-(1)
58	水戸	地裁土浦支部	元. 6.29	1715-266	要蔵寺等事件	第1-2-(1)
59	大阪	高裁	元. 7.14	1330- 34	解任登記処分取消訴訟	第2-1
60	最高	裁	元. 9. 8	1329- 11	蓮華寺事件(上告審)	第1-2-(1)
61	大阪	地裁	元.11. 9	1336- 45	関西靖国訴訟(一審)	第1-1-(2)
62	東京	高裁	元.11.15	1730-232	小田原教会事件(二審)	第1-2-(1)
63	福岡	地裁	元.12.14	1336- 45	福岡靖国訴訟(一審)	第1-1-(2)
64	東京	高裁	2. 1.24		妙真寺事件(二審)	第1-2-(1)
65	長崎	地裁	2. 2.20	1340- 30	長崎忠魂碑訴訟(一審)	第1-1-(1)
66	東京	地裁	2. 2.28	1365- 65	奉納金返還訴訟	第1-2
67	東京	高裁	2. 3.15	1346- 87	源興院事件(二審)	第2-4
68	神戸	地裁姫路支部	2. 3.29	1475-100	播磨靖国訴訟(一審)	第1-1-(2)
69	東京	高裁	2. 4.25	1351- 61	離婚事件	第1-3-(1)
70	大阪	地裁	2. 5.14	1367- 78	同上	第1-3-(1)
71	東京	高裁	2. 5.30		白蓮院事件(二審)	第1-2-(1)
72	大阪	地裁	2. 9. 7	1366- 96	人身保護法による幼児引渡請求	第1-3-(2)
73	神戸	地裁	2. 9. 7	1395-111	堅持院事件	第1-2-(1)
74	最高	裁	2.10.29	1366- 46	源興院事件(上告審)	第2-4
75	東京	地裁	2.12. 7	1424- 84	離婚事件	第1-3-(1)
76	仙台	高裁	3. 1.10	1370- 3	岩手玉ぐし料等事件(二審)	第1-1-(3)
77	最高	裁	3. 1.25		若宮神社事件(上告審)	第2-3
78	大阪	高裁	3. 3.26	1442-3-438	地藏像訴訟事件(二審)	第1-1-(1)
79	東京	地裁	3. 3.29	1424- 84	婚姻無効事件	第1-3-(1)

80	最 高 裁	4. 1.23	1412-107	真宗大谷派事件(上告審)	第1-2-(1)
81	福 岡 高 裁	4. 2.28	1426- 85	福岡靖国訴訟(二審)	第1-1-(2)
82	高 松 高 裁	4. 5.12	1419- 38	愛媛玉ぐし料事件(二審)	第1-1-(3)
83	神 戸 地 裁	4. 6.12	1438- 50	体育実技不参加事件(一審)	第1-3-(1)
84	大 阪 高 裁	4. 7.30	1434- 38	関西靖国訴訟(二審)	第1-1-(2)
85	鹿 児 島 地 裁	4.10. 2	1435- 24	鹿児島大嘗祭違憲訴訟	第1-1-(3)
86	大 阪 高 裁	4.10.15	1446- 49	体育実技不参加事件(抗告審)	第1-3-(1)
87	最 高 裁	4.11.16	1441- 57	地藏像訴訟事件(上告審)	第1-1-(1)
88	福 岡 高 裁	4.12.18	1446- 53	長崎忠魂碑訴訟(二審)	第1-1-(1)
89	名 古 屋 地 裁	5. 1. 8	1501-124	妙道寺事件	第2-1.2
90	最 高 裁	5. 2.16	1454- 41	箕面市忠魂碑訴訟(上告審)	第1-1-(1)
91	大 阪 地 裁	5. 2.26	1480-105	幸福の科学事件	第1-3-(2)
92	大 阪 高 裁	5. 3.18	1457- 98	播磨靖国訴訟(二審)	第1-1-(2)
93	福 岡 地 裁	5. 3.23	1480-105	幸福の科学事件	第1-3-(2)
94	東 京 高 裁	5. 3.24	1460- 62	墓地経営許可申請拒否事件	第2-6
95	名 古 屋 地 裁	5. 3.26	1467- 94	幸福の科学事件	第1-3-(2)
96	東 京 高 裁	5. 3.30	1455- 97	合同葬による福祉会館使用不許可事件	第1-3-(2)
97	東 京 地 裁	5. 5.21	1480-105	幸福の科学事件	第1-3-(2)
98	横 浜 地 裁	5. 6.30	1473-117	オウム真理教事件	第1-3-(2)
99	最 高 裁	5. 7.20	1503- 3	白蓮院事件(上告審)	第1-2-(1)
100	最 高 裁	5. 9. 7		日蓮正宗管長地位不存在確認事件(上告審)	第1-2-(2)
101	最 高 裁	5. 9.10	1503- 3	妙真寺事件(上告審)	第1-2-(1)
102	福 岡 地 裁	5.10. 7	1483-102	婚姻無効確認事件	第1-3-(1)
103	最 高 裁	5.11.25	1503- 3	小田原教会事件(上告審)	第1-2-(1)
104	東 京 地 裁	5.11.30	1512- 41	墓地使用契約解除	第2-6
105	東 京 高 裁	6. 3.23	1507-113	景元寺事件	第2-5
106	東 京 地 裁	6.10.28	1512- 11	泉岳寺名称差止請求事件	第2-6